平成２６年（フ）第６００３号
東京都板橋区双葉町30―３―105
破産者　降旗美惠子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６００８号
神奈川県川崎市多摩区登戸1813番地
破産者　ニコオン株式会社
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０３０号
東京都足立区本木東町10番２号　もちき荘202号
破産者　株式会社西建
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０４６号
神奈川県川崎市中原区上小田中３丁目25番23号
破産者　株式会社アバン
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０４７号
青森県十和田市相坂字高清水46―７、住民票上の住所東京都八王子市長沼町1202―273
破産者　山上　次信
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０５８号
東京都台東区浅草橋４丁目20番５号
破産者　株式会社ケント
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１２４号
東京都新宿区下落合１丁目３―６―312
破産者　遠藤　一博
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１５３号
埼玉県川越市脇田本町19―17、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川越市旭町３丁目24番地38
破産者　株式会社ベストマザー
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１９０号
東京都世田谷区南烏山２丁目８番２―305号
破産者　有限会社ジャムス
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１９１号
東京都世田谷区南烏山２丁目８番２―305号
破産者　藤森　愼治
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７７１号
神奈川県横浜市神奈川区神大寺４―19―20　コーポ山雄103、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区塚越２丁目224　幸荘103
破産者　尾形　夏子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７９６号
東京都江戸川区船堀５丁目７―２
破産者　植草　明子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９２９号
千葉県佐倉市表町３丁目16―９　ヒルズ佐倉Ｂ―101、開始決定時の住所千葉県佐倉市千成３丁目20―11
破産者　堀井佐知子（旧姓清宮・小沢）
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９８８号
神奈川県海老名市杉久保北５丁目27―８―303
破産者　小方　寿浩
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７００３号
東京都葛飾区南水元３丁目４―１―721
破産者　中村　武司
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０８１号
東京都杉並区高円寺北２丁目38―30―106
破産者　村田　一則
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２４８号
東京都板橋区上板橋３丁目18―８―402
破産者　河野　好美
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２６１号
東京都板橋区高島平２―33―２―807、住民票上の住所埼玉県三郷市彦成３丁目13―10―501
破産者　西澤　宏和
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２７０号
千葉県四街道市大日40番地　グランドールＥ101、住民票上の住所千葉県四街道市大日390　第１藤原ハイツ102
破産者　日下部勝巳
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２８０号
千葉県八千代市村上1597―40―205
破産者　梶原　正三
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３０３号
東京都中野区白鷺２丁目50―15―1551、開始決定時の住所東京都新宿区高田馬場３―33―４―401
破産者　廣瀬　健一
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部